

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

公法と私法が交錯する領域に係る次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 防火地域に関する建築基準法の規定は、民法の相隣規定に関する特別法として適用されるとするのが最高裁の判例である。
- 2 現実に開設されている私道を日常的に利用する利益は反射的利益であり、敷地所有者に対して通行妨害排除の民事訴訟を提起する利益とはなりえないとするのが最高裁の判例である。
- 3 建築確認は、その土地について私法上の権原がある者により申請される必要があるから、権原なき者によって申請された場合には、そのことを理由として却下することができるというのが最高裁の判例である。
- 4 公営住宅に世帯主として入居している者が死亡した場合、その相続人が低所得者であるときには、入居関係は相続させなければならないというのが最高裁の判例である。
- 5 海岸線の変動により、従来私人の所有であった土地が海面下に沈んだ場合には、私人の土地所有権は自動的に滅失するというのが最高裁の判例である。

**1 妥当である**

判例（最判平元.9.19）は、「建築基準法 65 条は、防火地域又は準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨規定しているが、これは、同条所定の建築物に限り、その建築については民法 234 条 1 項の規定の適用が排除される旨を定めたものと解するのが相当である。」としている。

**2 妥当でない**

判例（最判平 9.12.18）は、「建築基準法 42 条 1 項 5 号の規定による位置の指定……を受け現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、右道路の通行をその敷地の所有者によって妨害され、又は妨害されるおそれがあるときは、敷地所有者が右通行を受忍することによって通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して右妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有するものというべきである。」としている。

**3 妥当でない**

このような判例はない。

**4 妥当でない**

判例（最判平 2.10.18）は、「入居者が死亡した場合には、その相続人が公営住宅を使用する権利を当然に承継すると解する余地はないというべきである。」としている。

**5 妥当でない**

判例（最判昭 61.12.16）は、「私有の陸地が自然現象により海没した場合についても、当該海没地の所有権が当然に消滅する旨の立法は現行法上存しないから、当該海没地は、人による支配利用が可能でありかつ他の海面と区別しての認識が可能である限り、所有権の客体たる土地としての性格を失わない……。」としている。

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

行政上の法関係に対する民事法の適用についての次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、大量の事務処理の便宜上、登記簿の記載に沿って買収計画を立てることが是認され、またこの場合、民法の対抗要件の規定が適用されるので、仮に当該買収処分の対象となる土地の登記簿上の農地所有者が真実の所有者でないとしても、真実の所有者は当該処分を受忍しなければならない。
- 2 公営住宅の使用関係については、公営住宅法およびこれに基づく条例が特別法として民法および借家法（事件当時）に優先して適用されるが、公営住宅法および条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法および、借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用がある。
- 3 普通地方公共団体が当該地方公共団体の関連団体と契約を結ぶ場合、当該地方公共団体を代表するのは長であり、また相手方である団体の代表が当該地方公共団体の長であるとしても、そのような契約の締結は、いわば行政内部における機関相互間の行為と同視すべきものであるから、民法が定める双方代理の禁止の規定の適用または類推適用はない。
- 4 租税滞納処分における国と相手方との関係は、一般統治権に基づく権力関係であるから、民法の対抗要件の規定は適用されず、したがって、仮に滞納処分の対象となる土地の登記簿上の所有者が真の所有者ではないことを、所轄税務署においてたまたま把握していたとしても、滞納処分を行うに何ら妨げとなるものではない。
- 5 農地買収処分によって、国が対象となった土地の所有権を取得したのち、第三者が相続により当該土地を取得したとして移転登記を済ませたとしても、買収処分による所有権取得について民法の対抗要件の規定は適用されないから、当該第三者は、当該土地所有権の取得を国に対して対抗することはできない。

## 1 ×

自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分につき、判例（最大判昭28.2.18）は、「同法に基く農地買収処分は、国家が権力的手段を以て農地の強制買上を行うものであつて、対等の関係にある私人相互の経済取引を本旨とする民法上の売買とは、その本質を異にするものである。従つて、かかる私経済上の取引の安全を保障するために設けられた民法 177 条の規定は、自作法による農地買収処分には、その適用を見ないものと解すべきである。されば、政府が同法に従つて、農地の買収を行うには、単に登記簿の記載に依拠して、登記簿上の農地の所有者を相手方として買収処分を行うべきものではなく、真実の農地の所有者から、これを買収すべきものであると解する。」としている。

## 2 ○

判例（最判昭59.12.13）は、「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。」としている。

## 3 ×

判例（最判平16.7.13）は、「普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結には、民法 108 条が類推適用されると解するのが相当である。」としている。

## 4 ×

判例（最判昭31.4.24）は、「滞納処分による差押の関係においても、民法 177 条の適用がある……。」としている。また、本肢と類似する事案の判例（最判昭35.3.31）は、「一連の本件公売処分は滞納者の所有に属しない目的物件を対象としてなされたものとして競落人……に目的物件の所有権を取得せしめる効果を生じないとする意味において無効とな……る……。」としている。

## 5 ×

判例（最判昭 39.11.19）は、「自作農創設特別措置法……の規定に基づく買収処分により国が農地の所有権を取得した場合において、登記の欠缺を主張するにつき正当の利益を有する第三者に対し、その所有権の取得を主張し対抗するためには、民法第 177 条の規定により、その旨の登記を経ることを要する……。」としている。したがって、本肢の場合、当該第三者は、当該土地所有権の取得を国に対抗することができる。



	_____
	_____
	_____
	_____
	_____

次の文章は、公務員に対する国の損害賠償責任の成立が争点となった事案の最高裁判所判決の一節である。空欄ア～エに入る語句の組合せとして、正しいものはどれか。

思うに、国と国家公務員……との間における主要な義務として、法\*は、公務員がア義務……並びに法令及び上司の命令に従うべき義務…を負い、国がこれに対応して公務員に対しイ義務……を負うことを定めているが、国の義務は右の……義務にとどまらず、国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務……を負っているものと解すべきである。(中略) 右のようなウ義務は、ある法律関係に基づいてエの関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであって、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、(後略)。

(最三小判昭和 50 年 2 月 25 日民集 29 卷 2 号 143 頁以下)

	ア	イ	ウ	エ
1	品位を保持する	身分保障	危険防止	特別な社会的接触
2	職務に専念すべき	給与支払	安全配慮	特別な社会的接触
3	職務に専念すべき	身分保障	安全配慮	特別な権力
4	品位を保持する	給与支払	安全配慮	特別な権力
5	職務に専念すべき	給与支払	危険防止	特別な権力

(注) \* 国家公務員法、自衛隊法

- ア 「職務に専念すべき」が入る
- イ 「給与支払」が入る
- ウ 「安全配慮」が入る
- エ 「特別な社会的接触」が入る

### 完成文

思うに、国と国家公務員……との間における主要な義務として、法\*は、公務員がア 職務に専念すべき義務……並びに法令及び上司の命令に従うべき義務…を負い、国がこれに対応して公務員に対しイ 給与支払義務……を負うことを定めているが、国の義務は右の……義務にとどまらず、国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設もしくは器具等の設置管理又は公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務……を負っているものと解すべきである。(中略) 右のようなウ 安全配慮義務は、ある法律関係に基づいてエ 特別な社会的接触の關係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであって、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、(後略)。

(最三小判昭和 50 年 2 月 25 日民集 29 卷 2 号 143 頁以下)